

当院は保険医療機関の指定を受けています。

なお以下の各種指定を受けております。

- ・健康保険法指定医療機関
- ・国民健康保険療養取扱機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・労働者災害補償保険法指定医療機関
- ・結核予防法指定医療機関
- ・原爆被爆者指定医療機関
- ・身体障害者福祉法指定医が配置されている医療機関
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに対する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡の基準を満たしております。

◇院内感染防止対策

院長を責任者とする感染対策委員会を設置し、MRSA やインフルエンザなどの感染症の予防および発生時の感染拡大防止に取り組んでおります。また、定期的に感染対策委員会を開催し、感染症に関する情報共有を行っております。

◇医療安全管理体制

院長を責任者とする医療安全管理委員会を設置し、専任の医療安全管理者を配置するとともに、医療安全管理委員会を定期的に開催し、医療事故の検証および対策、事故防止に向けた取り組みを行っております。

◇褥瘡対策

褥瘡対策委員会を設置し、褥瘡（床ずれ）予防や褥瘡に関する危険因子の分析などを行っております。

◇栄養管理体制

常勤の管理栄養士を配置し、医師の指示に基づき必要に応じて栄養管理計画を策定し、栄養管理を行っております。

◇身体拘束最小化・身体的拘束最小化推進体制加算

身体拘束最小化委員会を設置し、身体拘束最小化の取り組みを行っております。

- ・療養病棟入院基本料 西2・3病棟 身体的拘束割合 4%

☆取り組み事項

- ・当該病棟において、認知症の患者等、身体的拘束を検討する可能性がある患者の入棟を制限してしない。
- ・当該病棟への入棟時に、身体的拘束を検討する可能性がある患者に対し、身体的拘束を原則としてしない方針であること、身体的拘束をするリスク、しないリスクについて十分に説明し、意向を聴取している。
- ・患者への説明がしやすくなるような資材を準備している。
- ・身体的拘束を原則しないため、誘因の検討や除去、生活リズムを整えるといった患者主体のケアを実施している。

◇意思決定支援

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえた医療・ケアの在り方を、医師をはじめとする医療従事者より適切な情報の提供と説明を行い、本人・ご家族による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを行っております。

当 直 医 師

- * 当院医師
- * 高知大学 医学部 医師
- * 外部医師

1. 一般病床（障害者施設等入院基本料） 西1病棟（36床）
2. 療養病床（療養病棟入院基本料） 西2病棟（36床）・西3病棟（36床）
3. 施設基準

当院は以下の施設基準に適合するものとして四国厚生支局に届出を行っております。

●基本診療料の施設基準等に係る届出

- * 障害者施設等入院基本料 10：1

当病棟では、1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

9時～17時まで看護職員受け持ち数は6人以内、17時～9時までは18人以内です。

*療養病棟入院基本料1

当病棟では、1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と11人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

9時～17時まで看護職員受け持ち数は11人以内、17時～9時までは36人以内です。9時～17時まで看護補助者受け持ち数は11人以内、17時～9時までは36人以内です。

施設基準名称	受けられるサービス等
<p>特殊疾患入院施設管理加算</p>	<p>特に注意が必要な病気をお持ちの方が、安心して入院生活を送れるように、専門的な体制を整えています。そのための取り組みとして「特殊疾患入院施設管理加算」という制度に基づき、以下のようなサポートを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 病気の状態に合わせた、きめ細やかな見守り ● 専門知識を持つスタッフによるケア ● 急な体調変化にもすぐ対応できる体制 ● 安心して治療に専念できる環境づくり <p>これらは、患者さんがより安全に、そして安心して入院生活を送っていただくための仕組みです。</p>
<p>看護補助・患者ケア体制充実加算1 （障害者施設等入院基本料の注10）</p> <p>看護補助者配置基準数：4人以上</p>	<p>入院中の皆さまが安心して過ごせるよう、看護師だけでなく、看護補助者（看護師をサポートするスタッフ）も手厚く配置しています。この体制を整えることで、よりきめ細やかなケアを提供できるようにしています。</p> <p>主な取り組みとしては、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活のお手伝い（食事・入浴・移動など）を丁寧にサポート ● 看護師と連携し、患者さんの状態をしっかり見守る ● 困ったときにすぐ声をかけられる環境づくり ● 安心して療養できるよう、院内の安全管理を強化

	<p>これらは、患者さんがより快適で安全に入院生活を送れるようにするための仕組みです。</p>
<p>夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注 11) 看護補助者配置基準数：1人以上</p>	<p>夜間の時間帯も安心してお過ごしいただけるよう、夜勤の看護スタッフをしっかりと配置しています。夜間は不安を感じやすい時間でもあるため、患者さんが安全に過ごせるよう、見守り体制を強化しています。</p> <p>主な取り組みは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 夜間も看護スタッフが常に院内を見守り、必要なときにすぐ対応 ● 体調の変化に気づきやすい体制づくり ● 夜間の不安や困りごとに寄り添うサポート ● 安全に休んでいただける環境の確保 <p>これらは、患者さんが夜間も安心して療養できるように整えた仕組みです。</p>
<p>療養病棟療養環境加算 1</p>	<p>当院の療養病棟では、長期の入院生活をより安心して過ごしていただけるよう、療養環境（入院中の生活環境）を整えるための取り組みを行っています。その体制づくりの一部として「療養病棟療養環境加算 1」という制度に基づき、次のような環境づくりを進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 清潔で落ち着いた病室環境の維持 ● 患者さんが過ごしやすいよう、生活面のサポートを強化 ● 安全に配慮した設備や動線の確保 ● スタッフがこまめに様子を確認し、安心して療養できる環境づくり <p>これらは、患者さんが長期の入院中でもできるだけ快適に、そして安心して過ごせるように整えた仕組みです。</p>
<p>経腸栄養管理加算</p>	<p>口から十分に食事をとることが難しい患者さんに対して、チューブなどを使って栄養をお届けする方法（経腸栄養）を安全に行うための体制を整えています。</p> <p>経腸栄養は、体に必要な栄養をしっかりと補うた</p>

	<p>めの大切なケアです。そのため、専門的な知識を持つスタッフが、患者さんの状態に合わせて丁寧に管理しています。</p> <p>主な取り組みは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 栄養の量や種類を、患者さんの体調に合わせて調整 ● チューブの状態をこまめに確認し、安全に使用できるよう管理 ● 体調の変化に気づきやすい見守り体制 ● 無理なく栄養がとれるよう、医師・看護師・栄養士が連携してサポート <p>これらは、患者さんが安心して栄養補給を続けられるように整えた仕組みです。</p>
<p>認知症ケア加算 3</p>	<p>認知症のある患者さんが安心して入院生活を送れるようにするための特別なケア体制を整えています。「認知症ケア加算 3」は、その取り組みの一部として行っているサポートを示すものです。</p> <p>認知症のある患者さんは、環境の変化や体調によって不安を感じやすくなることがあります。そのため、当院では次のようなケアを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症に関する知識を持つスタッフが、やさしく丁寧に対応 ● 不安や混乱を和らげるための声かけや環境づくり ● 生活リズムを整え、落ち着いて過ごせるようサポート ● 体調や行動の変化に気づきやすい見守り体制 <p>これらの取り組みは、患者さんができるだけ安心して過ごせるようにするためのものです。ご家族の方にも、安心してお任せいただける環境づくりを心がけています。</p>

<p>診療録管理体制加算 2</p>	<p>患者さんの診療情報（診療録）を正確に整理し、安全に管理するための体制を整えています。診療録とは、診察内容や検査結果、治療の記録など、患者さんの大切な医療情報のことです。</p> <p>この加算は、次のような取り組みを行っている病院に認められるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 診療情報を正しく記録し、必要なときにすぐ確認できるよう管理 ● 情報の漏えいや紛失を防ぐための安全対策 ● 医師・看護師・スタッフ間で情報を共有し、より良い医療につなげる ● 患者さんの状態を正確に把握し、安心して治療を受けられる環境づくり <p>これらの取り組みにより、患者さん一人ひとりに合った安全で質の高い医療を提供できるよう努めています。</p>
<p>地域支援・医薬品供給対応体制加算 1</p>	<p>後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に活用する体制を整えています。後発医薬品とは、これまで使われてきたお薬と同じ成分でつくられた、安全性や効果が確認されているお薬のことです。</p> <p>ジェネリック医薬品を使うことで、次のようなメリットがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまでのお薬と同じ効果が期待できる ● 医療費の負担を軽くできる場合がある ● 国全体としても医療費を抑えることにつながる <p>当院では、患者さんに安心してお薬を使っただけできるよう、医師・薬剤師がしっかり確認しながら、適切なお薬をご提案しています。</p> <p>「ジェネリックって大丈夫かな…」という不安がある方にも、丁寧に説明いたしますのでご安心ください。</p>

<p>データ提出加算 1・3</p>	<p>より良い医療を提供するために、診療内容や治療の状況などのデータを国に提出し、医療の質向上に役立てる取り組みを行っています。この取り組みが「データ提出加算 1・3」に該当します。</p> <p>提出するデータは、患者さん一人ひとりの治療をより安全で適切なものにするために活用されます。個人が特定されない形で扱われるため、プライバシーはしっかり守られます。</p> <p>主な取り組み内容は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 診療や検査の記録を正確に整理 • 国が定めた形式に沿ってデータを提出 • データをもとに、医療の質を高める取り組みを実施 • 患者さんにより良い治療を提供できるよう改善を継続 <p>これらは、患者さんが安心して医療を受けられるようにするための仕組みです。当院では、データの取り扱いに細心の注意を払いながら、医療の質向上に努めています。</p>
<p>検体検査管理加算（Ⅱ）</p>	<p>血液検査や尿検査など、体の状態を調べるための検査（検体検査）を正確かつ安全に行うための体制を整えています。この取り組みが「検体検査管理加算（Ⅱ）」に該当します。</p> <p>検査は、病気の早期発見や治療方針を決めるうえでとても大切です。そのため、当院では次のような取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 検査機器の点検や管理を徹底し、正確な結果を出せるようにする • 検査手順を統一し、ミスを防ぐ体制づくり • 検査結果を迅速に医師へ伝え、治療に役立てる • スタッフが専門的な知識を身につけ、質の高い検査を実施 <p>これらの取り組みにより、患者さんに安心して</p>

	<p>検査を受けていただける環境を整えています。 検査に不安がある方にも、丁寧に説明しながら進めますのでご安心ください。</p>
--	--

●特掲診療料の施設基準等に係る届出

施設基準名称	受けられるサービス等
脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)	<p>脳卒中（脳梗塞・脳出血）や頭のけが、神経の病気などによって、体の動きや言葉に不自由が出た方の回復をサポートするリハビリを行っています。「脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)」は、専門的で質の高いリハビリを提供するための体制が整っている病院に認められるものです。</p> <p>患者さんが少しでも早く、そして安心して日常生活に近づけるよう、次のような取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など、専門スタッフによるリハビリ • 体の動き・飲み込み・言葉など、症状に合わせた個別プログラム • 回復の状況をこまめに確認し、無理のないリハビリ計画を作成 • 医師・看護師と連携し、安全にリハビリを進める体制 <p>リハビリは、早期から始めることで回復につながりやすくなります。当院では、患者さん一人ひとりのペースに合わせ、安心して取り組める環境づくりを大切にしています。</p>
運動器リハビリテーション料 (I)	<p>骨や関節、筋肉などのケガや病気によって、体を動かしにくくなった方の回復をサポートするリハビリを行っています。「運動器リハビリテーション料 (I)」は、専門的なリハビリを提供できる体制が整っている病院に認められるものです。</p> <p>患者さんが日常生活を少しでも楽に、安心して送れるよう、次のような取り組みを行っていま</p>

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 理学療法士など専門スタッフによるマンツーマンのリハビリ • 歩く・立つ・手を動かすなど、生活に必要な動作の練習 • 痛みや動かしにくさを軽くするための運動やケア • 回復状況に合わせた無理のないリハビリ計画の作成 • 医師・看護師と連携し、安全にリハビリを進める体制 <p>リハビリは、続けることで少しずつ体が動きやすくなり、生活の質の向上につながります。当院では、患者さんのペースを大切にしながら、安心して取り組める環境づくりを心がけています。</p>
<p>CT撮影及びMRI撮影</p>	<p>病気やけがの状態をより正確に調べるために、CT（シーティー）という特別な検査機器を使用しています。体の中を詳しく映し出すための検査で、診断や治療方針を決めるうえでとても大切です。</p> <p>■ CT撮影とは</p> <ul style="list-style-type: none"> • X線を使って、体の内部を立体的に映し出す検査 • 短い時間で広い範囲を撮影できる • 頭・胸・お腹など、さまざまな部位の確認に役立つ <p>検査に痛みはほとんどなく、安心して受けていただける検査です。検査前にはスタッフが丁寧に説明し、不安がないようサポートいたします。</p>
<p>電子的診療情報連携体制整備加算3 （外来） 電子的診療情報連携体制整備加算2 （入院）</p>	<p>当院は、電子的診療情報連携体制整備加算の届出を行っています。医療DXを活用した安全・効率的な診療のため、以下の体制を整備しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • オンライン資格確認を通じて、患者様の診療

	<p>情報・薬剤情報を取得・活用しています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証利用実績要件を満たしています ・初診時・再診時・入院時に、診療情報を活用した適切な医療を提供しています
<p>外来・在宅ベースアップ評価料 (I)</p>	<p>当院では、外来や在宅医療に関わるスタッフが、安心して働き続けられる環境を整えるための取り組みを行っています。「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」は、医療スタッフの給与(賃金)を改善するために設けられた制度です。</p> <p>この制度によって得られた財源は、すべてスタッフの賃金改善に充てることが義務づけられています。スタッフが働きやすい環境を整えることは、患者さんにとっても、より良い医療につながる大切な取り組みです。</p>
<p>入院ベースアップ評価料 40</p>	<p>入院医療に関わるスタッフが安心して働き続けられる環境づくりに取り組んでいます。「入院ベースアップ評価料 40」は、医療スタッフの賃金(給与)を改善するために設けられた制度で、国の基準を満たした医療機関が算定できるものです。</p> <p>この制度によって得られた財源は、すべてスタッフの賃金改善に充てることが義務づけられています。スタッフが働きやすい環境を整えることは、患者さんにとっても、より良い医療につながる大切な取り組みです。</p>
<p>酸素購入価格に関する届出</p>	<p>診療で使用する医療用酸素について、毎年「購入した酸素の価格と量」を国に報告することが義務づけられています。これは、医療費を正しく計算するために必要な手続きです。</p> <p>なお、患者さんの治療内容や費用が変わることはありません。酸素の品質や安全性にも影響はなく、安心して治療を受けていただけます。</p>
<p>口腔管理連携加算</p>	<p>当院では、歯科医療機関と連携体制を構築しております。</p> <p>患者さまの状態に応じ、必要時には入院中の歯科受診が行える体制を整えております。</p>

	【連携歯科医療機関】 山崎歯科医院 所在地：高知県高知市春野町内ノ谷 1387-2 電話番号：088-841-1818
--	--

●食事療養費 入院時食事療養/生活療養 (I)

管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

(夕食については午後6時以降)

看護職員の負担軽減及び処遇の改善について

当院では、下記の項目に取り組んでいます。

- ・時間外労働が発生しないような業務量の調整
- ・看護職員と他職種との業務分担（介護職員）
- ・看護補助者の夜間配置
- ・妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮（夜勤の減免、半日・単位休暇制度）

夜間における看護業務の負担軽減について

- ・11時間以上の勤務間隔の確保
- ・夜勤の連続回数が2連続（2回）まで
- ・暦日の休日の確保
- ・早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫
- ・看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話
- ・ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減

4.医療費

●入院医療保険自己負担

70歳未満（後期高齢者医療被保険者は除く）

区分	自己負担限度額（1ヶ月）
区分ア（標準報酬月額83万円以上）	252,600円～[140,100円]
区分イ（標準報酬月額53万円～79万円）	167,400円～[93,000円]
区分ウ（標準報酬月額28万円～50万円）	80,100円～[44,400円]
区分エ（標準報酬月額26万円以下）	57,600円[44,400円]
区分オ（被保険者が市町村民税非課税者等）	35,400円[24,600円]

70歳以上

区分	自己負担限度額（1ヶ月）
一定以上所得者	80,100円～[44,400円]
一般	57,600円[44,400円]

区分Ⅱ（非課税世帯）	24,600 円
区分Ⅰ（年金収入 80 万円以下等）	15,000 円

※[]内の金額は多数回に該当する場合の限度額です。

※多数回:病院に入院して自己負担限度額に 4 回以降達した場合多数回となります。

●医療費・入院時生活療養費の減免・減額

市町村長発行の次の証書をお持ちの方は医療費の『一部負担金』並びに入院時生活療養費の標準負担額が減免・減額されます。

- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- 高齢障害者医療費受給者証・・・外来・入院時の一部負担金減免
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定医療費（指定難病）医療受給者証

●入院患者食事・生活療養標準負担額

所得区分	一般病棟	療養病棟	
		医療区分 1	医療区分 2・3
一定以上所得者 一般所得者	1,650 円 (1 食 550 円)	2,080 円 (1 食 550 円)	2,080 円 (1 食 550 円)
低所得（Ⅱ）	810 円 (1 食 270 円)	1,240 円 (1 食 270 円)	1,240 円 (1 食 270 円)
※入院 90 日超	660 円 (1 食 220 円)		1,090 円 (1 食 220 円)
低所得（Ⅰ）	390 円 (1 食 130 円)	910 円 (1 食 160 円)	820 円 (1 食 130 円)

療養病棟には食費と別に居住費 1 日 430 円が含まれています。

指定難病患者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者の方は居住費の負担はありません。

※詳しくは地域医療連携室までお問い合わせください。

5.保険外併用療養費

【評価療養】

なし

【選定療養】

なし

※上記療養が該当する場合には事前に職員より説明させて頂き同意書にサインをいただきます。

6.保険外負担料金

●文書発行料について

文書発行については、その種類により実費の負担をお願いしております。

詳しくは、別紙ご参照下さい。なお、書類等申込兼同意書を記入して頂くことにより同意したものとさせていただきます。

●療養の給付と直接関係ないサービス等について

当院では以下の項目について、実費の負担をお願いしております。

* 紙媒体コピー料	1 枚 (白黒)	11 円(税込)
* 紙媒体コピー料	1 枚 (カラー)	33 円(税込)
* 画像情報 CD-R コピー料		550 円(税込)
* 医師面談料		5,500 円(税込)
* 入院セット※1	1 日	440 円(税込)
* おむつ料金※2※3	昼夜使用	1 ヶ月 15,000 円(税込)
	夜のみ使用	1 ヶ月 10,000 円(税込)
	留置カテーテル使用中の場合	1 ヶ月 10,000 円(税込)
* 散髪代※4	1 回	2,000 円(税込)
* エンゼルケア代※5		3,300 円(税込)
* 健康診断料		保険点数×11 円(税込)

※1、2 請求はエイト産業株式会社からの請求となります。また洗濯物を依頼することもできます。

※3 介護医療院では、おむつ料金は頂いておりません。

※4 散髪代は理容業者に支払う金額です。

※5 お亡くなりになられた方には当院の看護手順によるエンゼルケア(死後のケア)を保険外負担同意書に記入して頂いた方のみ実施させていただきます。

●ワクチン接種

* インフルエンザワクチン	3,000 円(税込)
* 肺炎球菌ワクチン	10,190 円(税込)
* 新型コロナワクチン	15,491 円(税込)